

毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の
実質化をめぐる論点に係る検討会
報告書

令和元年9月6日

毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の
実質化をめぐる論点に係る検討会

目 次

<u>1</u>	<u>本検討会の開催趣旨</u>	3
<u>2</u>	<u>毎月勤労統計について</u>	3
	(1) 毎月勤労統計の概要	3
	(2) 毎月勤労統計における実質賃金について	3
<u>3</u>	<u>毎月勤労統計における「共通事業所」の概要</u>	4
	(1) 「共通事業所」の集計値の作成・公表の経緯	4
	(2) 「共通事業所」の集計値の目的・定義	5
	(3) 「共通事業所」の公表値の概要	6
<u>4</u>	<u>共通事業所の集計値に係る分析（本系列との比較を中心として）</u>	6
	(1) 共通事業所の特性	6
	(2) 共通事業所の集計値の特性	8
	(3) 未提出事業所の影響について	9
	(4) 標本誤差について	10
	(5) 時間相関について	11
	(6) 年間残留率について	11
	(7) 米国における継続サンプルの活用事例	12
	(8) デフレーターについて	12
<u>5</u>	<u>共通事業所の集計値に係る考察</u>	13
	(1) 共通事業所の賃金動向が示すもの（本系列との代替可能性）	13
	(2) ローテーション・サンプリングの導入とその移行期間	14
	(3) 東京都の500人以上規模事業所の全数調査の実施	14
	(4) 共通事業所の集計値の有効性及び実質化の可否について	15
<u>6</u>	<u>提言</u>	16
	(1) 継続的な調査対象事業所のデータの活用の可能性	16
	(2) 継続的な調査対象事業所を考える上での概念の整理	17
	(3) 時系列比較が可能となる新たな指標の検討	18
	(4) 「既存事業所」の母集団の設定について	19
	(5) 今後の分析の必要性	19
<u>7</u>	<u>結び</u>	20

参考資料	22
毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会 開催要綱	23
毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会 構成員	25
毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会 開催実績	26
毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会 中間的整理（概要）	27
毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会 中間的整理	29

1 本検討会の開催趣旨

毎月勤労統計においては、全国の労働者全体の水準を表す本系列について、名目賃金とともに実質賃金が毎月公表されている。

一方、平成30年1月より、「当月分」及び「前年同月分」とともに集計対象となった（回答した）調査対象事業所（以下「共通事業所」という。）の賃金に係る前年同月比が参考値として公表されている。

この「共通事業所」の賃金の集計値については、統計ユーザーの多様なニーズに対応するため実質賃金も示すことを求める意見がみられる一方、実質賃金を示すためには「共通事業所」の集計値の特性に起因する課題など様々な論点が存在する。

このため、毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる様々な論点について、統計的な観点からの専門家による検討の場を設け、課題を整理することをその開催趣旨として、「毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会」（以下「本検討会」という。）が設置された。

本検討会は、平成31年2月22日に第1回を開催して以降、14回にわたり議論を重ねた。3月29日の第7回検討会において、様々な論点を整理した「中間的整理」を取りまとめ、その後、これを踏まえて、さらに検討すべき課題について分析を進め、このたび、本報告書を取りまとめた。

2 毎月勤労統計について

（1）毎月勤労統計の概要

毎月勤労統計において「本系列」として公表されている数値は、我が国の常用労働者5人以上規模のすべての事業所を母集団として、無作為に抽出された調査対象事業所の調査データに基づき集計されているものであり、日本の経済全体の賃金や労働時間等の水準やその動きを表している指標である。

したがって、「本系列」は、経済構造の変化に伴う動きも反映され、それらを含めた我が国全体の賃金や労働時間等を示す指標であり、時系列比較も可能な統計であることから、平均賃金額、平均労働時間数等の実数とともに、これらの時系列比較のために、基準時点を100として指数化した名目賃金指数及び実質賃金指数などの各種統計データが作成・公表されている。〔資料〔1〕（資料編P2～3）参照〕

（2）毎月勤労統計における実質賃金について

毎月勤労統計においては、「実質賃金指数」及び「実質賃金指数の前年同月比」

が公表されているが、これは、「本系列」の「現金給与総額」及び「きまって支給する給与」から作成した「名目賃金指数」を「消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）」で除すことで作成されているものである。

実質化とは、時価で表示した価額（名目値）の動きから価格変動の影響を取り除くこと（※1）であることから、毎月勤労統計においては、単に前年との比較というよりは、物価の変動を踏まえた賃金の価値を示すため、「本系列」について、時系列比較を目的とした「名目賃金指数」を賃金の実質的な購買力を示す指標となるよう上記の「消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）」で除すことにより「実質賃金指数」が作成されており、その前年同月比と併せて、公表されているものである。〔資料〔2〕（資料編P4～5）参照〕

（※1）内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算推計手法解説書（年次推計編）平成23年基準版」による。

3 毎月勤労統計における「共通事業所」の概要

（1）「共通事業所」の集計値の作成・公表の経緯

毎月勤労統計は、事業所規模500人以上の事業所を除き、抽出調査で実施されているため、一定の標本誤差が存在する。特に、定期的実施される調査対象事業所（サンプル）の入替時には、一時的な断層（ギャップ）が発生する。

また、調査結果から、産業計あるいは事業所規模計等を推計するに当たっては、母集団労働者数を元に算定される推定比率を用いられているが、その母集団労働者数に基づく労働者ウェイトの基準値（ベンチマーク）は、全国の事業所の全数調査を行っている「経済センサス」の最新の結果を利用して、基準とする事業所規模・産業別の労働者構成割合の見直し（労働者ウェイトの基準値の更新（ベンチマーク更新））が行われている。

この労働者ウェイトの基準値の更新は、サンプル入替時に併せて行われるが、これによっても一時的な断層（ギャップ）が発生する。

平成27年1月以前のサンプル入替時には、これらの要因によって発生する一時的な断層（ギャップ）について、指数及び前年同月比が滑らかに接続されるように補正（ギャップ修正）を行い、過去に遡って、数値（指数及び前年同月比）の改訂が行われていた。

しかし、過去の高度成長期と異なり、近年は賃金伸び率（前年同月比）が0%近くとなっていることもあり、ギャップ修正により、一度公表された賃金伸び率（前年同月比）が過去に遡ってプラスからマイナス、あるいはマイナスからプラ

スに修正されることがあり、統計のユーザーから、分かりにくい、景気判断等の指標として使いづらい等の意見が出ていた。

このような状況を踏まえ、従前は、2～3年に1度、調査対象事業所（サンプル）の全数を入れ替えていたサンプルの入替方法等について、平成27年以降、厚生労働省における「毎月勤労統計の改善に関する検討会」や統計委員会の「基本計画部会」、「新旧データ接続検討ワーキンググループ」等で議論が重ねられ、平成28年8月には、同ワーキンググループで、標本交替による新旧断層への対応として、「（過去値を補正し断層を解消することなく）新旧係数をそのまま接続する」、「断層が過度に広がる前に、標本を交替させる」といった「望ましい方向」がとりまとめられるとともに、「特性に応じた対応が望ましい方法」として、「標本交替に際し、ユーザーニーズが強いものに関しては、継続標本による参照値の作成を検討する」こととされた。

こうした議論を踏まえ、毎月勤労統計においては、統計委員会に対する諮問（平成28年11月）、答申（平成29年1月）等を経て、平成30年1月から30～499人規模事業所についてもサンプルの部分入替（ローテーション・サンプリング）を導入した。それに伴い、労働者全体の水準を示す本系列の他に、サンプル入替による影響を回避できるとともに、景気指標としてそれぞれの労働者が実感する自分の働く事業所の賃金上昇率に相当するものとして、当月と前年同月の両方に回答している事業所（共通事業所）での比較値（「共通事業所」の集計値）を「参考値」として示すこととし、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）に基づき、毎月勤労統計調査の平成30年1月分確報から公表が開始された。〔資料〔3〕（資料編P7）参照〕

（2）「共通事業所」の集計値の目的・定義

上述のとおり、サンプル入替や労働者ウェイトの基準値の更新により、一時的な断層（ギャップ）が発生する可能性があり、「共通事業所」の集計値とは、こうした影響を除去した2時点間の（短期的な）賃金等の動向をみるために、当月と前年同月の両方に回答している事業所における前年同月比を参考値として公表しているものである。これは、景気指標としてそれぞれの労働者が実感するのは、自分の働く事業所の平均賃金の変化であるとの指摘があり、共通事業所はそれに対応した指標でもある。（ただし、後述する4（6）の「年間残留率」に関する課題も存在することに留意。）

具体的な集計方法は、①サンプルの部分入替、②産業構造の変化等に伴う労働者ウェイトの基準値の更新の影響を除いたものとするよう、当月と前年同月の両方に回答している調査対象（共通事業所）のみに限定し、母集団を本系列と同じものと想定した上で、前年同月の労働者のウェイトを当月と同一のものとし

て集計して、前年同月比を算定している。

この「共通事業所」の集計値については、従来は、事業所規模 30～499 人以下については、2～3 年ごとにサンプルを総入替していたものを、平成 30 年 1 月から、毎年一定割合ずつを入れ替える部分入替（ローテーション・サンプリング）方式に変更したことから、集計が可能となったものである。〔資料〔4〕（資料編 P8）参照〕

（3）「共通事業所」の公表値の概要

「共通事業所」の集計値は、前年同月比という 1 年間の動きに限定して集計することを目的としているので、当月と前年同月の両方に回答している事業所のみを対象としている。このため、前年と比較するか、翌年と比較するかで、当月の集計対象事業所が異なり、その結果、各年各月において 2 つの集計値が併存している。〔資料〔5〕（資料編 P9）参照〕

また、あくまでも前年同月との比較をする目的のため、当月と翌月との比較においては、それぞれで前年同月との両方に回答しているという制約があることから、両者は異なる事業所群となっており、母集団から同一の要件で抽出されたとは言えないものと考えられる。

以上のように、「共通事業所」の集計値については、それぞれの月について前年同月比という 1 年間の動きに限定して集計することを目的とした集計値であり、「本系列」のような長期的な時系列比較が可能な指標として想定してこなかったことから、名目賃金額及び前年同月比のみ公表しており、名目賃金指数や実質賃金指数については、これまで作成されていない。

4 共通事業所の集計値に係る分析（本系列との比較を中心として）

（1）共通事業所の特性

（a）共通事業所の定義によるもの

共通事業所は、当月と前年同月の 2 時点の両方に回答している事業所という定義であることから、1 つの月について、1 年前との比較をするか、1 年後との比較をするかで、集計対象となる事業所が異なることとなるので、その結果として各月に 2 つの集計値が存在する。〔資料〔6〕（資料編 P11）参照〕

また、共通事業所は、前年同月比の算定において、当月と前年同月の労働者のウェイトを同一のものとして集計しているため、1 年前との比較をするか、1 年後との比較をするかで、その集計に用いる労働者ウェイトが異なっている。このため、各月の 2 つの賃金額についても、その比較に当たっては注意する必

要がある。

さらに、各月の比較においても、それぞれの前年同月との両方に回答しているという制約があることから、集計対象となる事業所群が異なっていることにも留意が必要である。

したがって、各月の賃金額が1つに定まらないという性格に加え、事業所群が月ごとに異なるものとなることから、特定の2時点間の比較（前年同月比）こそできるものの、より長期間や前月等との時系列比較は困難なものとなっている。

集計対象となる事業所群が異なっていることについては、本系列も、調査対象事業所が同じであっても、回答の有無によって、各月の回答事業所は異なっており、一定の非標本誤差は発生するが、共通事業所の場合は、当月の回収率に加えて、前年同月の回収率の影響も受けることに加え、前年同月にも回答した事業所にサンプルが限定されることとなるため（(3)の未提出事業所の影響について参照）、本系列とは異なる非標本誤差が発生していると考えられる。

本系列の集計対象事業所が翌月も集計対象となる割合は、サンプル入替の月を除くと、96～97%であるのに対し、共通事業所が翌月も共通事業所となる割合は、94～95%となっている。〔資料〔7〕（資料編P12）参照〕

(b) 共通事業所の事業所数（特に事業所規模別に見たサンプルの偏り）

共通事業所の事業所数は各月で約1万事業所となっており、本系列として回答のあった事業所数は各月で約2万5千事業所となっているため、本系列に対する割合は40%程度となっている。

共通事業所の事業所数の本系列に対する割合を事業所規模別にみると、500人以上規模では80%を超えているのに対し、100～499人規模や30～99人規模で約45%、5～29人規模では約30%と、規模間で偏りがある。〔資料〔8〕〔9〕（資料編P13～14）参照〕

これは、規模により、サンプルの取り方に違いがあるためで、500人以上規模では全数調査（ただし、この分析の時点では、東京都については抽出調査で実施されている。）であるので、調査に回答している事業所は翌年以降も共通事業所のサンプルに入る可能性が高いのに対し、500人未満では抽出調査で実施されているため、抽出により新規にサンプルに入ってから1年間は、または回答した時点から1年未満でサンプルから外れる場合には、前者については当月において、後者については1年後の月において、共通事業所の対象とならないためである。〔資料〔10〕（資料編P15）参照〕

特に、5～29人規模については、同一企業の調査期間が1年半で、半年ごとに3分の1を入れ替えるローテーション・サンプリングを実施しているため、共通事業所の対象となり得るのは、最大で本系列の3分の1しかないこととなる。

また、現在は、30～499人規模については、ローテーション・サンプリングへの移行期間であるため、調査期間は2～4年、1年ごとに2分の1を入れ替えているが、令和2年からは1年ごとに3分の1ずつの入替となり、前年同月の比較対象となる事業所を含め、サンプル入替の制度が平準化する令和4年以降は共通事業所の対象となり得るのは、最大で本系列の3分の2となる。

なお、産業別に見た場合は、本系列のサンプルに対する割合が、製造業で約47%、運輸業、郵便業で約44%であるの対し、卸売業、小売業で約33%、飲食サービス業等で約34%と、産業間による差異は見られるが、事業所規模間ほど顕著なものではない。〔資料〔9〕（資料編P14）参照〕

（2）共通事業所の集計値の特性

（a）賃金水準

共通事業所の集計値は、労働者ウェイトの基準値の更新の影響を除去するために、各月で前年同月比を計算する賃金額は、前年と比較する場合は当年の労働者ウェイト、翌年と比較する場合は翌年の労働者ウェイトを用いて算定している。

このため、共通事業所と本系列とは、そのままでは比較できない。そこで、共通事業者について、比較対象月に拘わらず、本系列と同様に当該月の労働者ウェイトで集計することにより、本系列と共通事業所の違いを分析したところ、規模間で差異が見られるものの、全体的な傾向として、共通事業所の集計値の方が高くなっている。〔資料〔11〕（資料編P17～21）参照〕

ただし、単位集計区分（母集団への復元のための推計比率を設定する産業・事業所規模別の区分。この区分ごとに各種平均値が算定され、当該区分に応じた推計比率を乗じて合算することにより、産業計、事業所規模計等が推計される。）別におけるサンプルの平均値と標準偏差を比較すると、それぞれ本系列のそれと近い値になっており、その相関は高くなっている。〔資料〔12〕（資料編P22～33）参照〕

この点を更に詳細にみるために、産業・事業所規模の単位集計区分（1,000人以上規模及び500～999人規模においては、東京都とそれ以外の道府県に区分）ごとに推計モデルで、乖離の推計を行ったところ、多くの区分で、共通事業所が本系列と比較してやや高い傾向が見られるが、産業・規模によって相違

があり、一定の特性を示すものとまでは言えなかった。〔資料〔14〕（資料編 P42～60）参照〕

(b) 賃金伸び率

共通事業所の賃金伸び率について、本系列と比較したところ、時系列の動きには一定の相関はみられるが、その水準には乖離がみられる。〔資料〔15〕〔16〕（資料編 P61～70）参照〕

また、各月において産業・事業所規模別にみた場合には、相関はあまりみられないが、これは、各産業・事業所規模区分の動向は、時系列では、それぞれが各時点の経済状況の変化の影響を受け、同じような動きを示すものの、その受ける影響の大きさ等については様々であり、共通事業所の賃金伸び率が本系列の賃金伸び率と同様のものを示す指標、すなわち、本系列を代替するものとはなっていないものと考えられる。〔資料〔17〕（資料編 P71～74）参照〕

なお、共通事業所において、単位集計区分のサンプルの賃金額と賃金伸び率を比較すると、相関はほとんどなく、これらの関係性は低いものと考えられる。〔資料〔18〕（資料編 P75～86）参照〕

(c) パートタイム労働者比率、女性比率

平成 30 年 1 月～12 月までの「本系列」と「共通事業所の集計値」の就業者構成の違いをみると、パートタイム労働者比率は、すべての月において、「共通事業所の集計値」の方が低く、また、女性比率（男性を 100%としたときの女性の割合）についても、「共通事業所の集計値」の方が低くなっている。〔資料〔19〕〔20〕（資料編 P87～88）参照〕

(3) 未提出事業所の影響について

共通事業所は、その定義から、当月と前年同月の両月に存在する事業所が調査対象となり得るが、実際に集計対象となるのは、両月で回答のあった事業所に限られる。そのことにより、共通事業所の集計値に何らかのバイアスが存在するかを確認するため、「平成 29 年 1 月と平成 30 年 1 月の両月で調査対象であり、かつ、両月で回答があった事業所（共通事業所）」と「平成 29 年 1 月と平成 30 年 1 月の両月で調査対象だが、平成 30 年 1 月には提出がなかった事業所（未提出事業所）」の 2 つ事業所群について、平成 29 年 1 月時点の賃金を比較したところ、共通事業所の賃金額は、未提出事業所の賃金額と比較して相対的に高い傾向にあった。すなわち、概念としては前年同月から調査対象である共通事業所の集計値を算定しようとするものであるが、実際に集計対象となった共通事業所の集計値は、前年同月にも回答している事業所に限定されるという非標本誤差も

生ずることにより、より強い「サバイバル・バイアス」が発生している可能性がある。

ちなみに、未提出事業所の事業所数は、共通事業所の事業所数の 10%程度となっている。〔資料 [21] (資料編 P90~94) 参照〕

これについて、共通事業所を、回答があった事業所に限定せず、当月と前年同月で調査対象である事業所と考えて、分析を行ったところ、定期的なサンプル更新の頻度を高めることにより、サバイバル・バイアスは緩和されるとの結果となった。〔資料 [13] (資料編 P34~41) 参照〕

(4) 標本誤差について

共通事業所は、本系列に比べサンプルサイズが小さくなっていることから、その集計値の誤差は、相対的に大きくなっていると考えられるが、これは、同じ母集団から抽出されたものであることを前提としている。

しかし、これまでの分析からは、当月と前年同月の 2 時点の両方で回答のあった事業所という定義を持つ共通事業所の母集団は、我が国の常用労働者 5 人以上規模のすべての事業所を母集団とする本系列とは異なるものであると考えられる。また、共通事業所の事業所群は各月で変動し、そもそもどのような事業所からなる母集団であるかが一意に定まらないため、現時点では誤差率を計算するのは困難である。〔資料 [22] [23] (資料編 P96~97) 参照〕

また、共通事業所の賃金伸び率に関する標準誤差を求めるためには、現行の標準誤差の推計方法とは異なる方法をとる必要があり、現時点では研究段階のレベルと考えられる。

しかし、一方で、共通事業所の誤差を一定程度評価することも重要であることから、その代替として誤差計算における主要な要素の一つである変動係数(標準偏差を平均値で除したもの。平均値の大きさに対するデータの相対的なばらつきを評価。)を、単位集計区分ごとに算定し、本系列と比較したところ、明確な大小関係はみられず、共通事業所はサンプルサイズが小さいものの、変動係数で見ると全体として本系列と差はないものと考えられる。〔資料 [24] (資料編 P98~121) 参照〕

なお、標本誤差は、サンプルサイズの平方根に反比例するものであるため、変動係数に差がないとしても、サンプルサイズが小さいことにより標本誤差は大きくなることに留意が必要である。

(5) 時間相関について

共通事業所の賃金額について、2時点間（各月とその前年同月）の相関（以下「時間相関」という。）を事業所単位で分析すると、相関係数は非常に高くなっている。これは、同一の事業所では1年間で大幅に賃金額が変動するケースは少なく、比較的安定しているためと考えられる。〔資料〔25〕（資料編 P123～134）参照〕

これを、単位集計区分の賃金額について、共通事業所と、共通事業所を除いた本系列とで比較しても、同様な傾向にあり、本系列ではサンプル入替等の影響で大幅に賃金額が変動する区分が見られるのに対して、共通事業所では比較的安定している区分が多いものと考えられる。その結果として、共通事業所の賃金伸び率は、本系列と比較して、安定的であると考えられ、(4)で示したようにサンプルサイズが相対的に小さいにも拘わらず、変動係数が必ずしも大きくない要因はこの点にあるのではないかと思われる。〔資料〔26〕（資料編 P135～146）参照〕

なお、共通事業所の賃金額の時間相関は高いものとなっているが、賃金伸び率の時間相関（当月における前年同月比と前年同月における前年同月比の相関）は高くなっていないことから、共通事業所は、賃金水準、及びその水準の変化率の安定的な把握には有効と考えられるが、事業所の賃金伸び率の把握については、必ずしも有効ではない可能性がある。〔資料〔27〕（資料編 P147～158）参照〕

(6) 年間残留率について

共通事業所の賃金伸び率については、同一事業所における平均賃金の前年同月比から算出していることから、同一労働者の賃金伸び率を示すものとして捉える向きもあるが、実際には、事業所への入職、事業所からの離職、さらには事業所内での就業形態の変化等の影響も受けるものであるため、単純に同一労働者の賃金の変化として捉えるのは適切ではない。

この事業所内での労働者の変化を分析するため、毎月勤労統計における各月の入離職状況を基に、一定の仮定の下で1年後に労働者が残留している割合（年間残留率）を試算した。

これによると、年間残留率は、就業形態計で80～85%程度、一般労働者で83～87%程度、パートタイム労働者で73～75%程度と試算され、比較的継続的に勤務すると思われる一般労働者であっても、1年間で15%程度が離職する結果となった。〔資料〔28〕〔29〕（資料編 P160～163）参照〕

したがって、共通事業所の集計値を労働者の賃金変化に近いものとして利用する際には、事業所内での労働者の変化を含んだ集計値であることについて、一

定の留意は必要である。

なお、年間残留率と賃金水準相関分析を行ったところ、相関はほとんどない結果となった。〔資料〔30〕（資料編 P164）参照〕

（7）米国における継続サンプルの活用事例

共通事業所の基本的概念である、継続して計測可能なサンプルの活用事例として、米国における賃金・労働時間統計（CES: Current Employment Statistics）がある。

その集計方法は、WDLT（Weighted Difference-Link and Taper）というもので、詳細は資料〔31〕（資料編 P166～186）のとおりであるが、前月の集計値とともに、前月と当月に共通するサンプルの集計値及びその伸び率から、当月の集計値を算出するものである。

その手法において使用される係数は、理論的な裏付けがあるものではなく、一定の試算の結果を基に決定されているものであるなど課題もあり、また、母集団のリストは、失業保険加入事業所の名簿（約 1,000 万事業所）であり、常に最新の情報に更新され、母集団情報として劣化しないものであることが、この方式を活用できるポイントとなっている。また、約 14 万の企業及び政府機関、約 70 万事業所が調査対象となっていることも、集計値を安定させているものと考えられる。

これらを考慮すると、5 年周期で実施される経済センサスを母集団リストとし、調査対象も約 3 万事業所である毎月勤労統計で、この方式を導入することは難しいと考えられるが、共通事業所の活用事例の一つとしては参考となるものである。

（8）デフレーターについて

毎月勤労統計の本系列の名目賃金指数の実質化のためのデフレーターは、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）を使用している。

消費者物価指数においては、昭和 21 年の作成開始当初の総合指数は「持家の帰属家賃を除く総合」であり、昭和 45 年に参考系列として「持家の帰属家賃を含む総合」が作成され、昭和 60 年の改定において、「持家の帰属家賃を含む総合」の指数を総合指数とし、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を基本分類指数の別掲項目とされた。

毎月勤労統計では、実質賃金指数のデフレーターは当初の総合指数である「持家の帰属家賃を除く総合」を使用してきた経緯もあり、「持家の帰属家賃を含む総合」が総合指数となった以後においても、時系列接続の観点から、「持家の帰属家賃を除く総合」が使用されているものである。

国内の公的統計で実質化を行っているものとして、総務省の「家計調査」、内閣府の「国民経済計算」があるが、前者のデフレーターは毎月勤労統計と同じく「持家の帰属家賃を除く総合」、後者の基本単位デフレーターは、消費者物価指数、国内企業物価指数、輸出物価指数、輸入物価指数、企業向けサービス価格指数における各品目の物価指数等を用いて作成している。〔資料〔32〕（資料編 P188）参照〕

本検討会では、物価の専門家からのヒアリングも実施し、共通事業所の実質化におけるデフレーターの検討を行ったが、共通事業所の集計値に適したデフレーターというものは考えにくいことから、仮に実質化するとしても、本系列と同様のものとせざるを得ないと考えるものである。

なお、本系列のデフレーターについては、帰属家賃を含むか否か、あるいは地域別の物価を考慮したものできないか等の議論や、さらには毎月勤労統計調査が事業所ベースの調査であることから、賃金は労働コストであり、そういう観点からは国内企業物価指数等をデフレーターとする考え方もあるが、いずれにせよ、これらについては本検討会に求められるミッションを超えるものであり、別途、本系列の検討において議論するべきものである。

5 共通事業所の集計値に係る考察

（1）共通事業所の賃金動向が示すもの（本系列との代替可能性）

毎月勤労統計の本系列は、全国の事業所における賃金・労働時間等の動向を示す指標であり、経済社会における産業構造や労働者構成など、様々な変化に伴う動きが反映されている。

一方、共通事業所は、その定義から、新規に設立した事業所や廃業した事業所が除かれているものであり、1年以上継続的に活動している事業所のみが対象となっていることに加え、当月と前年同月の2時点の両方で回答のあった事業所に限定される。また、4（1）（b）でみたように、毎月勤労統計は事業所規模別にサンプルの取り方に違いがあるため、事業所規模別にみると、本系列と比較してサンプルに偏りがあることも確認された。

こうした中、仮に、共通事業所の特性が、すべての事業所の特性と同等と見なされるのであれば、その集計値は、全国のすべての事業所を代表する指標と見なすことができる。しかし、4で行った分析からは、現在の共通事業所の集計値は、非標本誤差やサンプルの偏り、賃金額、賃金伸び率等の観点から、本系列と異なる特性を持つものと考えられ、少なくとも本系列を代替し得るものではないと考えられる。

また、本系列と比較してサンプルサイズが小さいにも拘わらず、数値が安定している点についても、本系列とは異なるものを示す指標と考えられる。

これらを踏まえると、共通事業所の集計値は、①サンプルの部分入替、②産業構造の変化等に伴う労働者ウェイトの基準値の更新の影響を除去してみることに適していると考えられるものの、全国の事業所の動向を示すものではなく、全体のうちの一部の事業所について、その動向を示していると考えることが適当である。

この場合、これまでの分析においてバイアスとされているものは、全事業所（母集団事業所）の特性と共通事業所の母集団の特性とのずれと考えられる。

（２）ローテーション・サンプリングの導入とその移行期間

毎月勤労統計は、第一種事業所のうち 30～499 人規模事業所においては、従来は 2～3 年ごとに全サンプルを入れ替えていたが、平成 30 年 1 月分調査から 1 年ごとに 3 分の 1 を入れ替えるローテーション・サンプリングを導入している。

ただし、現在は移行期間中であり、平成 30 年 1 月、31 年 1 月においては 2 分の 1 を入れ替え、かつ、その入替事業所には、調査期間が 2 年のもの 3 年ものが混在する状況となっている。

令和 2 年からは、3 分の 1 ずつを入れ替えることとなるが、前年同月の比較対象となる事業所も含め、サンプル入替の制度が平準化するのには、令和 4 年 1 月以降となる。

平準化される前のデータでは、例えば、本検討会で分析を行った平成 30 年の共通事業所の多くは、平成 27 年 1 月から調査対象となっている 4 年目のサンプルであり、通常より強くサバイバル・バイアスが発生している可能性がある。

また、平成 31 年（令和元年）や令和 2 年においては、調査開始時点の事業所であっても、調査期間が 2 年で終了するもの（結果として、通常よりも「サバイバル・バイアス」が弱くなっている可能性）と、3 年で終了するものが混在している状況にある。〔資料 [33]（資料編 P190）参照〕

このようなことから、サンプル入替の制度が平準化するまでは、データ分析に当たっては、移行期間における一定の影響が含まれる可能性がある。

（３）東京都の 500 人以上規模事業所の全数調査の実施

本来全数調査であるべき東京都の 500 人以上規模事業所が、今回の分析時点では抽出調査で実施されており、全数調査として実施されるのは令和元年 6 月分調査からである。全数調査であれば、事業所が継続している限り、共通事業所

の対象となるが、抽出調査の場合は、入替により調査対象でなくなった事業所、あるいは、調査対象となって1年目の事業所は、共通事業所の対象とはならない。

このため、令和2年6月分調査前と以後とでは、分析の結果に、東京都の500人以上規模事業所の全数調査の実施の有無に伴う影響が生ずる可能性がある。

(4) 共通事業所の集計値の有効性及び実質化の可否について

ローテーション・サンプリングを導入したことにより、サンプル入替による一時的な断層（ギャップ）の規模は縮小すると考えられるが、完全になくなるものではなく、また、今後とも、母集団労働者への復元の際の労働者ウェイトの基準値の更新（ベンチマーク更新）によるギャップの発生も想定される中で、現行の共通事業所の集計値は、その定義から、これらの影響を除去するという点については、有効な指標である。

また、サンプルサイズも本系列と比較して小さくなっているが、継続的に調査票を提出している事業所という性格から、変動係数でみると全体として本系列と差はないものと考えられるなど、結果数値には一定の安定性が見られ、今後とも本系列と異なる参考値として提供していくことは適切と考える。

ただし、上述したように、共通事業所の集計値と本系列が示す指標とは、その代表する母集団が異なると考えられることから、その示すものは本系列と異なること（本系列を代替するものではないこと）、現在の復元は母集団が異なる本系列に即して実施しているという意味合いで、いわば「近似的な方法」であることなど、一定の留意が必要である。

したがって、共通事業所の集計値の公表においては、本系列との相違という観点から、その概念定義、特性、計算方法等についての丁寧な説明を統計ユーザーに提供することが求められる。

なお、この母集団への復元に関して、本検討会では、単位集計区分内の事業所数が0となった場合の推計比率の取扱いについての課題が指摘された。これは、本系列自体の課題であり、共通事業所に特有のものではないが、一方で共通事業所の事業所数が、本系列に比べて少なく、共通事業所の集計において発生する可能性が相対的に高いと考えられることから、今後の検討の必要性を本検討会としても指摘しておきたい。

さらに、共通事業所の定義が、当月と前年同月との両方に回答した事業所というものであるために、比較対象が前年か翌年かの違いで、1つの月に2つの賃金額が生じることになり、各月の賃金額が1つに定まらないという性格に加え、事業所群が月ごとに異なるものとなることから、現行の定義では、統計メーカーと

しての立場から、時系列比較可能な指標を作成することは不可能である。

そのため、本系列において時系列比較の指数として公表している実質賃金指数と同等の指標として、実質化した共通事業所の集計値を示すことは困難であり、今後とも、あくまでも当該1年間の共通事業所の賃金水準の変化の指標を参考値として名目値を示すことが適当と考える。

なお、共通事業所の賃金伸び率について、本統計のユーザーがその活用の過程において、消費者物価指数の伸び率により実質化するなどの活用もなされている。このように、ユーザーが、公表された統計データを基に他の統計等を利用して加工することなどは有意義なことであると考えられる。このため、統計メーカーである厚生労働省には、共通事業所の集計値とともに、それに関わるユーザーが必要とするような産業別・事業所規模別の実数値などの結果データ、調査方法、データが意味するものなどの情報を積極的に提供していくことが求められる。

6 提言

(1) 継続的な調査対象事業所のデータの活用の可能性

これまでの分析により、現行の共通事業所は本系列を代替するものではないと考えられることから、その意味するものは何かについて、検討を行ってきたが、その結論は以下のとおりである。

共通事業所は、その定義（前年同月と当月との両方に回答した事業所）から、新規に設立した事業所や廃業した事業所が除かれているものであり、本系列が示す全国のすべての事業所を代表する指標ではなく、1年以上前から継続して存在する全国のすべての「既存」の事業所を代表するものであり、かつ、現行の定義によればそのうちの前年同月と当月との両方に回答した事業所群と考えるべきである。

したがって、本系列が調査対象としている事業所のうちの一部に過ぎず、その集計結果が示すものは、本系列とは異なるものとなるが、共通事業所が、継続するサンプルに着目して参考値としての公表を行っていることに鑑み、その示そうとするものを明確にすることにより、時系列比較可能で実質化できる指標（新たな概念）を検討することは可能ではないか、との仮説が成り立ちうる。このため、今後、共通事業所の母集団を一意に特定し、時系列比較可能な事業所群を検討していく上では、例えば、「既存」の事業所の動向という新たな集計値の概念を示すことが考えられる。

なお、経済産業省が所管する「商業動態統計調査」の一部など、小売業などで「既存店」の売上が統計として集計されているところであるが、これは新規に開

店した店舗を除いた「既存店」のみを集計対象として、その売上の動向を把握するものである。

こうした事例を参考としつつ、継続的な調査対象事業所を活用（「既存」の事業所の動向という新たな集計値の概念）することは、日本全体の賃金動向を示す「本系列」の完全な代替とはならないものの、現在の「共通事業所」より広範な事業所を対象とすることができ、かつ、新しく開設された事業所と廃業した事業所の影響を除いた集計と考えることができる。

（２）継続的な調査対象事業所を考える上での概念の整理

ここで、「既存」事業所の動向という新たな集計値を検討するに当たり、事業所を以下のように概念的に整理することとする。〔資料〔34〕（資料編 P192～194）参照〕

- ・全事業所： 調査時点で存在している、常用労働者５人以上を雇用する全国のすべての事業所
- ・調査対象事業所： 本調査の調査対象として、全事業所から無作為に抽出された事業所（全数調査の対象事業所も含む）
- ・既存事業所： 全事業所のうち、調査時点の１年以上前から存在する事業所
- ・継続事業所： 調査時点の１年以上前から調査対象事業所として抽出されている事業所
- ・共通事業所： 継続事業所のうち、調査時点（当月）とその前年同月の両方において、回答した事業所
- ・未提出事業所： 調査対象事業所のうちで回答しなかった事業所

既存事業所は、全事業所のサブカテゴリーであり、そこから無作為に抽出されてサンプルに入った既存事業所（標本）は、サンプル入替に伴って新たに入る事業所（サンプルイン事業所）や外れる事業所（サンプルアウト事業所）の影響を受けるために、時系列でみるとギャップが発生する可能性がある。

一方、継続事業所は、前年同月も調査対象であるため、既存事業所（標本）のうち、サンプル入替等の影響は除かれるものとなる。

さらに、共通事業所は、継続事業所のうち、当月または前年同月で未提出、あるいはその両方で未提出の事業所が除かれるため、非標本誤差の影響が相対的に大きいと考えられる。

なお、このように整理すると、共通事業所の母集団は、本系列の母集団とは異なり、既存事業所であることは明らかである。このため、現在のように、本系列と同様に、全事業所を母集団として復元する手法をそのまま当てはめているのは、５（４）でも述べたように、あくまでも便宜上の「近似的な手段」と呼ぶべきものであり、共通事業所の母集団である既存事業所への何らかの復元の方法

を考えるべきである。

（３）時系列比較が可能となる新たな指標の検討

以上のことから、時系列比較が可能となる既存事業所を継続的に経済活動を行っている事業所の動向を表す新たな指標として検討していくことを、ここで提案したい。

本系列が示す、すべての事業所の動向は、経済構造の変化等を含めた我が国の賃金水準を示す基本指標となっているが、今回の提案は、これに加え、補完的な情報として、新しく開設された事業所の影響を除いた継続的に経済活動を行っている事業所の動向を提供することである。

本系列は、産業・企業の新陳代謝なども反映する我が国経済のダイナミックな動向も含めて集計しているものである。その中には、当然継続的に活動するものも多く存在しており、既存事業所の集計値は、それらの動きを取り出した指標として活用できる可能性があると考えられ、事業所の新設や廃業の動きなど経済の動向をより多面的に捉えることが期待できる指標である。

また、共通事業所は、サンプルサイズが小さいものの、変動係数などの点では安定的な動向を示す面もあり、抽出調査には不可避であるサンプル入替等に伴うギャップの除去という面でも有効な手法の一つではあることは確認されたが、一方で、「当月と前年同月の両方で回答している事業所のみを対象」とする定義ゆえに、強い非標本誤差が存在することや、母集団が月ごとに異なるものとならざるを得ず、時系列比較可能な指標とすることはできなかった。

一方で、既存事業所は、母集団から抽出されたサンプルと考えられるものことから、賃金の水準や伸び率の把握が可能であり、時系列比較のための指標の作成、さらにはそれに基づく実質化も可能な指標とすることが期待できるものである。

これらのことから、新たな概念としての既存事業所は、日本全体の事業所の動向を把握する本系列とは別に、我が国に存在するすべての継続的に経済活動を行っている事業所に着目することを通じて、本系列とは違った角度からの我が国の経済の動きを把握する時系列比較可能な指標として検討していくことが考えられる。このような新たな概念としての既存事業所は、従来の賃金統計を補完し、同一の事業所に着目するという点で、労働者一人ひとりの賃金の動向に近い情報を提供するものとしての役割が期待できるため、抽出調査には不可避であるサンプル入替等に伴うギャップの除去という面で有効な現在の共通事業所のメリット・デメリットを踏まえ、一体でみていくことが適当である。

(4) 「既存事業所」の母集団の設定について

このように整理された既存事業所に係る集計に当たっては、その母集団となるべきものを明確にすることが不可欠であるが、それが明確に設定できるようになれば、そのサンプルと見なして復元も可能となり、これを通じて、新しい集計値として位置づけることができる。さらに、一定の母集団からの抽出したサンプルと見なせることから、時系列比較が可能な指標として定義することも可能になると考えられる。

既存事業所の母集団設定については、本系列と同様に経済センサスを活用することが考えられるが、設立年の情報が必要であるとともに、最新の情報をどこまで反映できるかに課題があり、現在進められている事業所母集団データベースの改善の取組状況にも注視する必要がある。

また、米国での賃金・労働時間統計を参考に、現在毎月勤労統計の母集団労働者数の補正に使用している雇用保険の事業所データの活用や、さらには、労働者サイドからの統計調査である労働力調査の活用も、今後の検討の可能性を期待したい。

さらに、仮に母集団を設定した場合にも、既存事業所を集計対象とした場合には抽出であるためのサンプル入替に伴うギャップが発生する可能性がある。

いずれにせよ、母集団の設定及び集計に係るこれらの課題については、引き続き検討を行うことが必要である。

なお、母集団の設定が行われる前の段階においては、既存の集計値についての誤差計算ができないこととなるが、これについては、当面の間は、集計表にサンプルサイズを明示することにより、誤差の目安を示すことが適当と考える。

(5) 今後の分析の必要性

今後、新たに「既存事業所」の指標を検討していくに当たっては、前述の5(2)及び(3)にあるとおり、現在の毎月勤労統計は、サンプル入替等の制度変更の移行期間であり、現時点でのデータによる分析結果には、その影響が一定程度含まれる可能性があることを考慮しなければならない。

これを踏まえると、本検討会での分析は暫定的なものとならざるを得ず、制度が平準化し、安定的な分析ができる時点で、本検討会で行った共通事業所に係る分析を改めて行うことが不可欠であり、その結果を基にして、継続的に経済活動を行っている事業所の動向を示す新たな指標のあり方について検討を行うべきである。

その際、「既存事業所」の指標は、同一の事業所に着目するという点では、労働者一人ひとりの賃金の動向に相対的に近いものとなることが期待される。

なお、この点に関連して、現在の共通事業所の集計値は、それぞれの労働者が持つ自分の事業所の賃金変化の実感に対応するとの考え方がある。これは、共通事業所の集計値が同一事業所での賃金の変化と捉えているので、個々の労働者の賃金の変化に近似する、すなわち、労働者からみた賃金動向の実感により近いと考えられるからである。ただし、毎月勤労統計調査はあくまでも事業所単位の調査であるため、4（4）にあるとおり、同一事業所内の労働者構成の変化の影響が含まれており、個々の労働者の賃金の変化を捉えることは不可能である。そういう意味では、今後検討することとなる「既存事業所」の指標も、引き続き、正確には、既存事業所における平均労働コストの変化と考えるのが適当である。

毎月勤労統計の活用にあたっては、このような調査方法上の限界に十分留意すべきであり、仮に、個々の労働者の賃金の動向を的確に捉えることを主たる目的に置くのであれば、その際には、労働者個人のパネルデータによる統計を検討する必要があるであろう。

7 結び

本検討会では、「共通事業所」について、その特性等について様々な角度から分析し、その意味するものについて検討を行ってきた。

毎月勤労統計の調査対象事業所（サンプル）のうちから、当月と前年同月との両方に回答のあった共通事業所からなる継続サンプルを活用して本系列と異なる集計値を作成することは、大変興味深いものである。

一方で、継続サンプルの活用については、我が国の賃金統計においてはこれまで活用の実績がほとんどなく、意欲的な取組と評価できるが、その分析等はまだまだ十分ではなく、本検討会で提唱した「既存事業所」の指標の検討を含め、今後の更なる検討が期待されるものである。

近年は、EBPM（証拠に基づく政策立案）が政府において積極的に推進されているなど、統計の重要性が従来以上に高まってきている。

このような中で、統計ユーザーの様々なニーズに対応したデータの提供という観点からも、共通事業所についての検討が更に進められることを願うものである。

本検討会の検討の対象である「共通事業所の集計値」は、毎月勤労統計調査における、抽出調査であるがゆえに発生するサンプル入替に伴う標本誤差、あるいは

は母集団となるベンチマークの更新に伴うギャップの影響こそ除去できるものの、その一方では、「当月と前年同月の両方で回答している事業所のみを対象」としていることや調査票の回収率が 100%でないことに伴う非標本誤差等の影響等をはらみながら、統計ユーザーが活用できる指標として提供されているものである。

しかし、こうした問題は本系列にも一部共通しており、本系列を含め、これらの誤差等が適切に低減され、統計調査の精度が向上されることが本来求められることだと言えよう。そのためには、まずはローテーション・サンプリングの安定的な実施、母集団データベースの適時の更新、調査票の回収率の向上等が不可欠である。

本系列のあり方については、本検討会に求められているミッションを超えるものであるが、共通事業所に係る検討の中で、本系列における様々な課題にも広く議論が及んだことを踏まえ、統計作成部局においては、統計ユーザーの利便性を考慮した更なる情報提供や毎月勤労統計の制度設計に係る不断の見直し等について継続的に検討を行うなど、統計メーカーとして精度向上のために精力的に取り組むことを期待したい。

参考資料

- 毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会 開催要綱

- 開催実績

- 毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会 中間的整理 概要及び本文

毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会
開催要綱

平成 31 年 2 月

1 開催趣旨

実質賃金は、毎月勤労統計の労働者全体の水準を表す本系列において毎月公表している。

一方、平成 30 年 1 月より、「前年同月分」及び「当月分」ともに集計対象となった調査対象事業所（以下「共通事業所」という。）の賃金に係る前年同月比を公表している。

この「共通事業所」の賃金の集計値については、統計ユーザーの多様なニーズに対応するため実質賃金も示すことを求める意見がみられる一方、実質賃金を示すためには「共通事業所」の集計値の特性に起因する課題など様々な論点が存在する。

このため、毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる様々な論点について、統計的な観点からの専門家による検討の場を設け、課題を整理することとする。

2 検討事項

以下の事項を中心に検討する。

- (1) 「本系列」と比較した「共通事業所」の集計値の特性
- (2) 「共通事業所」の賃金の集計値の指数化をめぐる論点
- (3) 「共通事業所」の賃金の対前年同月比の実質化をめぐる論点

3 構成員

構成員は別紙のとおりとする。

4 運営等

(1) 検討会は、政策統括官（総合政策、統計・情報政策、政策評価担当）が別紙の有識者の参集を求めて開催する。

(2) 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。

(3) 検討会には座長代理を置くことができる。

座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。

(4) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。

- (5) 検討会は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- (6) 検討会の資料は、原則として公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
- (7) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
- (8) 検討会の庶務は、政策統括官（総合政策、統計・情報政策、政策評価担当）付参事官付統計企画調整室及び雇用・賃金福祉統計室において行う。
- (9) 前各項のほか、検討会の運営その他の検討会に関し必要な事項は、座長が定める。

毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会構成員

石 原 真三子	武蔵野大学経済学部教授
稲 葉 由 之	明星大学経済学部教授
今 野 浩一郎	学習院大学名誉教授
神 林 龍	一橋大学経済研究所教授
樋 田 勉	獨協大学経済学部教授
野 口 晴 子	早稲田大学政治経済学術院教授
山 田 久	日本総合研究所理事/主席研究員

開催実績

第1回 平成31年2月22日

1. 「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点について
2. その他

第2回 平成31年2月28日

1. 本系列と比較した「共通事業所」の集計値の特性について
2. その他

第3回 平成31年3月6日

1. 有識者からのヒアリング
2. その他

第4回 平成31年3月7日

1. 本系列と比較した「共通事業所」の集計値の特性等について
2. その他

第5回 平成31年3月12日

1. 「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点について
2. その他

第6回 平成31年3月19日

1. 中間的整理に向けた論点の整理について
2. その他

第7回 平成31年3月29日

1. 中間的整理（案）について
2. 今後の具体的な検討作業の進め方について
3. その他

第8回 平成31年4月22日

1. 「共通事業所」及びその集計値に係る分析について
2. その他

第9回 令和元年5月13日

1. 「共通事業所」及びその集計値に係る分析等について
2. その他

第10回 令和元年6月10日

1. 「共通事業所」及びその集計値に係る分析等について
2. その他

第11回 令和元年6月24日

1. 「共通事業所」及びその集計値に係る分析等について
2. その他

第12回 令和元年7月22日

1. 「共通事業所」及びその集計値に係る分析等について
2. その他

第13回 令和元年8月6日

1. 「共通事業所」及びその集計値に係る分析等について
2. とりまとめに向けた検討について
3. その他

第14回 令和元年9月4日

1. 毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会 報告書（案）について
2. その他

毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会 中間的整理（概要）

平成31年3月29日
厚生労働省

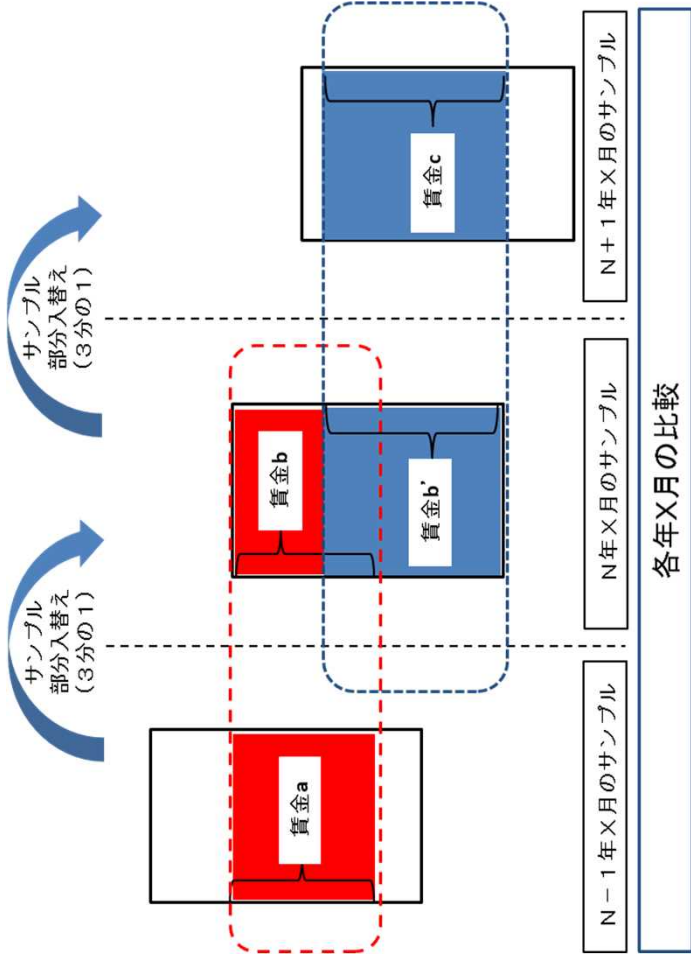
「共通事業所の集計値」とは

- 「共通事業所の集計値」は、**1年前と当月の両方で回答している調査対象のみ**を対象。
⇒ 前年と比較するか、翌年と比較するかで、当月の集計対象事業所が異なり、その結果、各年各月において2つの実数が併存。
当月と翌月との比較においては、それぞれで1年前と両方に回答しているという制約があることから、両者は異なる事業所群。

↑ 「共通事業所」については、名目賃金額及び前年同月比のみ公表しており、**名目賃金指数や実質賃金指数（※）については、これまで作成していない。**

（※）名目賃金指数及び実質賃金指数については、「本系列」において公表。

「共通事業所の集計値」のイメージ図



「共通事業所の集計値」

	共通事業所の集計値					前年同月比	
	実額					平成29年	平成30年
	平成28年	平成29年	平成30年	平成29年	平成30年	平成29年	平成30年
1月	268,258	272,965	277,697	1.8	0.3		
2月	263,248	263,537	268,842	0.1	0.8		
3月	278,777	279,747	288,135	0.3	1.2		
4月	275,615	278,802	281,553	1.2	0.4		
5月	271,342	273,001	277,302	0.6	0.3		
6月	437,441	440,253	451,154	0.6	1.4		
7月	373,904	373,363	380,165	-0.1	0.7		
8月	272,356	275,883	277,199	1.3	0.9		
9月	266,316	269,465	270,801	1.2	0.1		
10月	269,144	270,424	273,197	0.5	0.9		
11月	278,093	282,131	286,339	1.5	1.0		
12月	566,123	563,960	575,980	1.4	2.0		

実質化にむけた論点の検討状況

(※) 第3回検討会においては、有識者からのヒアリングを実施

(これまでの議論)

- 「共通事業所」とその集計値の特性としては、
 - ・ 1年前と当月の両方で回答している調査対象のみに限定しているために、事業所の入替方法の違いから、**事業所規模別・産業別等を見た場合にサンプルに偏り**があり、結果の精度に影響を与えている可能性がある。
 - ・ 継続的に回答している事業所が集計対象になりやすいという特性から、その結果について**一定のバイアスがある可能性**がある。
- 「共通事業所の集計値」は、前年同月との比較は可能なものだが、各月のサンプルが異なることや同じ月で2つの数値が存在すること等から、時系列として連続的に指数化することは、現在の定義のままでは困難と考えられる。
- 実質化とは、名目値の動きから価格変動の影響を取り除くことである。
- 「共通事業所の集計値」の実質賃金については、こうした「実質化」が持つ本来的な意味を踏まえつつ、その計算の可否を判断する必要がある。
- 実質化に当たり、「共通事業所の集計値」の特性にあった物価指数(デフレーター)で調整することも考えられるが、現在の物価指数の研究状況を踏まえると、共通事業所の特性に合った物価指数を作成することは困難である。
- 前提条件、利用上の注意の情報提供をつけて「共通事業所」の実質賃金を公表すべきとの意見があるが、統計の専門家という立場で、共通事業所のサンプル・集計値の特性や実質化をめぐる様々な論点について統計的な視点から課題を整理することが、本検討会の開催の趣旨であるので、引き続き検討する必要がある。

(さらに検討すべき課題)

- 「本系列」が、無作為抽出により日本全体の賃金水準を集計したものである一方、「共通事業所の集計値」は、いかなるものを代表する数値であるか、その意味するところを考える必要がある。
- 「共通事業所」にはサンプルに一定の偏りがあるが、事業所規模・産業・都道府県等の利用可能な情報でコントロールした後で平均賃金の水準に偏りがあるかどうかを計算すべきである。
- 共通事業所の「サバイバル・バイアス」や、事業所規模・産業の区分ごとのサンプルの安定性の違いが賃金に及ぼす影響について検討することが必要である。
- 「共通事業所の集計値」は、「本系列」と比べ、サンプルの偏りや集計結果に一定のバイアスがある可能性があることから、その利用には一定の限界があると思われるので、本検討会の検討事項を超えているが、今後「本系列」において何らかの工夫を目指すべきではないか。
- 「共通事業所の集計値」は、1年前との比較という短期的な動向を見るために、特定の影響を除去した前年同月比を算定するという限定的な目的の参考値であり、指数化を前提とした作成方法となっていないため、指数化にはそれに応じた作成方法の検討が必要である。
- 実質化するのであれば、「共通事業所の集計値」はそもそもどのような数値なのかを整理し、その実質化はどのような意味を持つものであるかを示すべきである。
- 毎勤の個票データを活用して共通事業所のサンプルやその集計値のバイアスの補正が可能かどうか、今後、分析を行う。

今後の進め方

「さらに検討すべき課題」で挙げられたものを検討するために、必要な作業(再集計、分析を含む)を進める。

(%)

	「共通事業所の集計値」の事業所数					5人以上
	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人	5人以上	
鉱業、採石業	0.0	83.3	45.5	35.7	51.0	
建設業	82.5	37.7	44.4	32.2	34.5	
製造業	90.5	46.6	44.7	30.6	47.1	
電気・ガス業	91.3	40.0	41.3	42.7	47.7	
情報通信業	75.2	47.9	50.0	28.9	42.3	
運輸業、郵便業	84.6	45.9	41.9	31.8	43.5	
卸売業、小売業	71.3	45.3	43.4	27.6	32.8	
金融業、保険業	87.0	47.2	47.7	34.0	41.9	
不動産・物品貸借業	60.9	45.7	42.5	30.5	35.7	
学術研究等	89.4	36.7	38.5	29.5	38.1	
飲食サービス業等	74.3	44.2	45.5	26.9	34.1	
生活関連サービス業等	58.3	48.0	44.4	30.1	35.4	
教育・学習支援業	83.0	47.1	47.9	28.8	42.1	
医療、福祉	78.5	37.2	39.5	29.8	42.3	
複合サービス事業	25.0	47.1	30.0	39.5	38.4	
その他のサービス業	70.4	41.0	41.1	32.4	40.7	
産業計	82.7	44.7	43.5	30.1	40.2	

「共通事業所の集計値」の事業所数が、「本系列」の事業所数に占める割合をみると、500人以上事業所では80%程度、5～29人事業所では30%程度となっている。

毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会
中間的整理

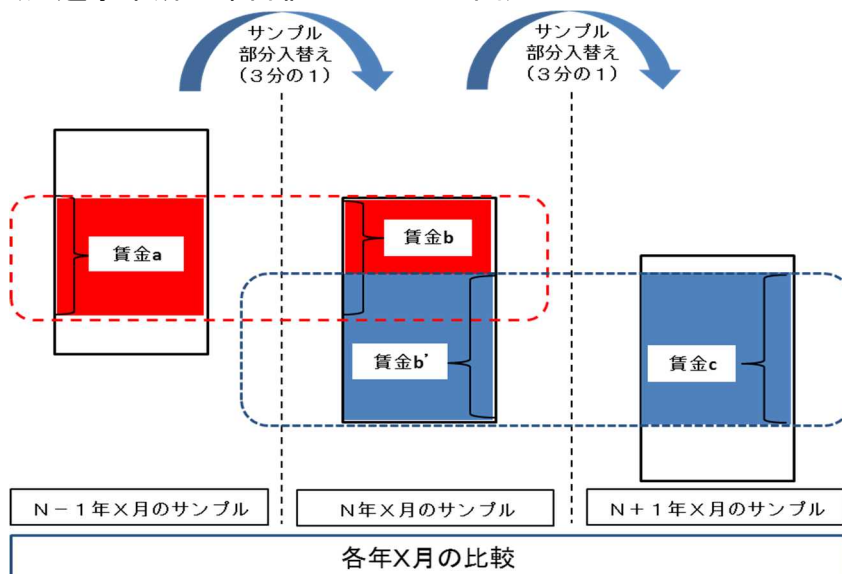
平成 31 年 3 月 29 日

1 「共通事業所の集計値」とは

- 毎月勤労統計において「本系列」として公表されている数値は、我が国の常用労働者 5 人以上規模のすべての事業所を母集団として、無作為抽出に基づき算出されているものであり、日本の経済全体の賃金や労働時間等の水準やその動きを表している指標である。
- したがって、「本系列」は、経済構造の変化に伴う動きも反映され、それらを含めた我が国の賃金等の指標であり、時系列比較も可能な統計であることから、名目賃金指数及び実質賃金指数を作成・公表している。
- ただし、サンプル入替時や、基準とする事業所規模・産業別の労働者構成割合の見直し（労働者のウェイト変化）の際には、一時的な断層（ギャップ）が発生する。
- この影響を除去した短期的な賃金等の動向を見るために、同一の事業所の前年同月比を参考値として公表しているものが、「共通事業所の集計値」である。景気指標として多数の人々が実感するのは、自分の事業所の平均賃金の変化であるとの指摘があり、共通事業所はそれに対応した指標でもある。
- 具体的な集計方法は、
 - ①調査対象事業所の部分入れ替え
 - ②産業構造の変化等に伴う労働者のウェイトの変化の影響を除いたものとするよう、1 年前と当月の両方で回答している調査対象（共通事業所）のみに限定し、1 年前と当月の労働者のウェイトを同一のものとして集計して、前年同月比を算定している。従来は、事業所規模 30～499 人以下については、2～3 年ごとにサンプルを総入替していたものを、平成 30 年 1 月に、部分入替（ローテーション・サンプリング）方式に変更したことから、集計が可能となった。
- 「共通事業所の集計値」は、前年同月比という 1 年間の動きに限定して集計することを目的としているので、1 年前と当月の両方で回答している調査対象のみを対象としている。このため、前年と比較するか、翌年と比較するかで、当月の集計対象事業所が異なり、その結果、各年各月において 2 つの実数が併存することとなる。また、あくまでも前年同月との比較をする目的のため、当月と翌月との比較においては、それぞれで 1 年前と両方に回答しているという制約があることから、両者は異なる事業所群となっている。
- 以上のような限定的な集計値であるため、「本系列」のような長期的な時系列比較が可能な指標とはなっていない。

- こうしたことから、「共通事業所」については、名目賃金額及び前年同月比のみ公表しており、名目賃金指数や実質賃金指数については、これまで作成していない。

(共通事業所の集計値のイメージ図)



(共通事業所の集計値)

	共通事業所の集計値				
	実額			前年同月比	
	平成28年	平成29年	平成30年	平成29年	平成30年
1月	268,258	272,965 276,964	277,697	1.8	0.3
2月	263,248	263,537 266,618	268,842	0.1	0.8
3月	278,777	279,747 284,826	288,135	0.3	1.2
4月	275,615	278,802 280,402	281,553	1.2	0.4
5月	271,342	273,001 276,408	277,302	0.6	0.3
6月	437,441	440,253 445,035	451,154	0.6	1.4
7月	373,904	373,363 377,481	380,165	-0.1	0.7
8月	272,356	275,883 274,845	277,199	1.3	0.9
9月	266,316	269,465 270,527	270,801	1.2	0.1
10月	269,144	270,424 270,722	273,197	0.5	0.9
11月	278,093	282,131 283,606	286,339	1.5	1.0
12月	556,123	563,960 564,661	575,980	1.4	2.0

2 実質化に向けた論点の検討状況

毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会（以下「検討会」という。）での実質化（※）に向けた論点の検討状況は、以下の通りである。なお、第3回検討会においては、有識者からのヒアリングを実施した。

（※）実質化とは、時価で表示した価額（名目値）の動きから価格変動の影響を取り除くこと

論点1 実質化を検討するに当たり、「本系列」と「共通事業所の集計値」の特性をどう考えるか。

（これまでの議論）

(1) 「共通事業所」のサンプル特性について

- 「本系列」が無作為抽出であることに対して、1年前と当月の両方で回答している調査対象のみに限定しているために、事業所の入替方法の違いから、事業所規模別・産業別等見た場合にサンプルに偏りがあり、結果の精度に影響を与えている可能性がある。（本系列と比較して、500人以上規模事業所の割合が高く、5～29人規模事業所の割合が低いなど）

「共通事業所の集計値」の事業所数が「本系列」の事業所数に占める割合（平成30年1月）

- 「共通事業所の集計値」の調査対象事業所は、全て「本系列」の事業所数に含まれており、「共通事業所の集計値」の事業所数が、「本系列」の事業所数に占める割合をみると、**500人以上事業所では80%程度、5～29人事業所では30%程度**となっている。

(%)

	「共通事業所の集計値」の事業所数が、「本系列」の事業所数に占める割合				
	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人	5人以上
鉱業、採石業	0.0	83.3	45.5	35.7	51.0
建設業	82.5	37.7	44.4	32.2	34.5
製造業	90.5	46.6	44.7	30.6	47.1
電気・ガス業	91.3	40.0	41.3	42.7	47.7
情報通信業	75.2	47.9	50.0	28.9	42.3
運輸業、郵便業	84.6	45.9	41.9	31.8	43.5
卸売業、小売業	71.3	45.3	43.4	27.6	32.8
金融業、保険業	87.0	47.2	47.7	34.0	41.9
不動産・物品貸借業	60.9	45.7	42.5	30.5	35.7
学術研究等	89.4	36.7	38.5	29.5	38.1
飲食サービス業等	74.3	44.2	45.5	26.9	34.1
生活関連サービス業等	58.3	48.0	44.4	30.1	35.4
教育・学習支援業	83.0	47.1	47.9	28.8	42.1
医療、福祉	78.5	37.2	39.5	29.8	42.3
複合サービス事業	25.0	47.1	30.0	39.5	38.4
その他のサービス業	70.4	41.0	41.1	32.4	40.7
産業計	82.7	44.7	43.5	30.1	40.2

- 新規事業所の影響が反映されておらず、標本に偏りがある可能性がある。
- 継続的に回答している事業所が集計対象になりやすいという特性から、その結果について一定のバイアスがある可能性がある。(本系列と比較して、賃金額が相対的に高い可能性があるなど)

共通事業所と未提出事業所との比較（平成29年各月）

現金給与総額		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5人以上事業所（計）	①共通事業所	276,964	266,618	284,826	280,402	276,408	445,035	377,481	274,845	270,527	270,722	283,606	564,661
	②未提出事業所	252,686	264,327	273,017	255,756	268,029	407,362	358,069	272,343	254,847	258,381	278,677	500,306
	②/①	0.91	0.99	0.96	0.91	0.97	0.92	0.95	0.99	0.94	0.95	0.98	0.89
500人～	①共通事業所	387,341	367,290	384,021	385,320	403,081	740,098	573,186	368,799	370,194	375,993	413,106	917,803
	②未提出事業所	345,771	352,559	364,479	355,756	347,657	710,253	514,972	353,488	355,585	353,442	372,459	865,598
	②/①	0.89	0.96	0.95	0.92	0.86	0.96	0.90	0.96	0.96	0.94	0.90	0.94
100～499人	①共通事業所	313,329	298,329	322,551	315,173	304,118	545,248	431,997	306,499	307,591	305,854	321,706	688,254
	②未提出事業所	295,827	296,191	348,099	293,690	298,559	560,040	388,882	301,779	278,579	303,497	311,604	567,899
	②/①	0.94	0.99	1.08	0.93	0.98	1.03	0.90	0.98	0.91	0.99	0.97	0.83
30～99人	①共通事業所	265,210	256,967	281,066	274,211	264,345	436,548	356,909	268,348	266,980	265,577	272,395	554,417
	②未提出事業所	241,261	271,003	251,540	242,724	282,827	362,835	380,166	265,383	247,827	240,220	269,560	527,393
	②/①	0.91	1.05	0.89	0.89	1.07	0.83	1.07	0.99	0.93	0.90	0.99	0.95
5～29人	①共通事業所	232,409	225,999	238,144	234,622	230,170	307,564	301,581	233,815	223,495	223,870	231,275	400,871
	②未提出事業所	213,683	220,698	223,553	218,337	223,402	278,970	289,624	238,907	220,673	219,723	241,602	353,688
	②/①	0.92	0.98	0.94	0.93	0.97	0.91	0.96	1.02	0.99	0.98	1.04	0.88

共通事業所と本系列との当該月の労働者ウェイトによる集計値の比較（平成29年各月）

現金給与総額		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5人以上事業所	①共通事業所（29年～30年）	275,955	266,428	283,895	279,447	276,642	445,099	376,096	274,544	270,271	270,207	282,966	562,672
	②共通事業所（28年～29年）	272,965	263,537	279,747	278,802	273,001	440,253	373,363	275,883	269,465	270,424	282,131	563,960
	③本系列（再集計値）	271,855	264,321	280,237	276,950	272,674	437,822	373,274	275,364	268,931	269,385	280,345	557,195
500人～	①共通事業所（29年～30年）	377,543	361,703	375,601	376,668	398,779	730,904	565,706	364,253	365,496	369,853	408,473	910,998
	②共通事業所（28年～29年）	375,227	362,723	378,358	377,917	393,299	734,113	562,509	362,659	365,066	372,135	406,353	917,479
	③本系列（再集計値）	375,375	362,169	377,705	377,271	391,452	728,782	560,110	362,511	365,013	369,834	404,110	908,834
100～499人	①共通事業所（29年～30年）	312,255	297,532	320,022	314,351	304,397	551,539	432,118	306,186	307,892	306,140	322,447	688,502
	②共通事業所（28年～29年）	312,666	297,829	324,225	316,767	305,121	548,411	431,321	305,408	305,701	307,556	320,340	682,275
	③本系列（再集計値）	306,620	294,703	316,009	309,758	299,714	538,638	422,904	301,968	300,347	300,980	314,368	665,052
30～99人	①共通事業所（29年～30年）	267,582	259,827	285,000	277,001	269,050	445,567	360,529	271,655	270,100	268,300	274,505	565,183
	②共通事業所（28年～29年）	266,982	261,236	277,371	278,070	269,089	445,961	360,694	273,140	270,122	268,203	275,957	562,375
	③本系列（再集計値）	264,446	261,118	282,531	275,237	268,259	433,617	364,183	272,028	268,524	266,125	271,232	560,444
5～29人	①共通事業所（29年～30年）	233,296	227,140	239,329	235,613	231,271	309,870	302,020	234,826	224,838	225,293	232,248	401,460
	②共通事業所（28年～29年）	227,029	219,251	230,819	232,020	223,867	299,193	296,559	237,773	223,870	224,472	231,178	406,625
	③本系列（再集計値）	228,758	222,853	233,559	232,861	226,716	306,232	299,400	238,841	226,113	226,776	232,815	402,313

(2) 「共通事業所」の集計値の特性について

- 「共通事業所の集計値」の前年同月比を時系列でみる場合には、
 - ・標本数が少なくなるため、標本誤差が大きくなること。(事業所規模・産業別に、その影響に差があると考えられる。)
 - ・作成が開始されてから12か月分のデータであり、蓄積が乏しいこと。
 - ・ローテーション・サンプリングの経過措置の間には、入替割合に相違があるため、精度が変化し、指標として安定していない。
- といった課題が存在する。

(3) 「共通事業所」の賃金変化率について

- 「共通事業所」の賃金変化率は、同一事業所に勤続し続けることを前提とした賃金変化を近似するものであり、計測対象とする労働市場を現実的に限定していることは意識する必要がある。
- 「共通事業所の集計値」は継続就業者の平均賃金の変化率を「本系列」よりも正確に求められるが、ただし、継続事業所でも採用・退職等により労働者は入れ替わっており、継続就業者＝同一個人の賃金水準の変化率を正確に推定できるわけではないことには注意が必要である。（毎月勤労統計はあくまでも事業所側からの情報である。）

（さらに検討すべき課題）

- (1) 「共通事業所の集計値」の意味について
 - 「本系列」が、無作為抽出により日本全体の賃金水準を集計したものである一方、「共通事業所の集計値」は、いかなるものを代表する数値であるか、その意味するところを考える必要がある。
 - 「共通事業所の集計値」は、日本経済全体の状況を知るための指標ではないので、本系列の代替ではなく、経済全体のなかの「共通事業所」の状況を知る意味は何かを考えることになる。

- (2) 「共通事業所」のサンプル特性について
 - 「共通事業所」の現状のサンプルの精度評価が必要である。さらに、今後サンプルの入替方式が平準化されてから（2018年1月の入替から30～499人規模においてローテーション・サンプリング方式が導入されたが、当初は2分の1を入れ替えるなど経過措置が取られており、全サンプルが各年3分の1入替に平準化されるのは2021年1月以降である。）、改めて精度評価が必要である。
 - 「非共通事業所」が「共通事業所」のサンプル特性の偏りに及ぼす影響を確認する必要がある。
 - 「非共通事業所」には、廃業等による脱落と、未回答のために対象外となったものがあり、分析においては分けて考える必要がある。
 - 「非共通事業所」の特性（脱落あるいは未回答となる事業所はどのような特性を持つか）を確認する必要がある。

- (3) 集計値の復元等の集計方法について
 - 「共通事業所」の母集団とは、「本系列」の母集団と同じなのか、あるいは、いわゆる「既存事業所」（前年から存続している事業所）であり、「本系列」の母集団から1年間に新設された事業所を除いたもの、と考えてよいか。後者の場合であれば、母集団への復元・集計方法として、「本系列」とは変える必要がある。

- 共通事業所はサンプル数が少ないため、その復元・推定に当たっては精度が問題であり、賃金額の標準偏差等を計算することを検討すべきではないか。
- 事業所規模・産業ごとに「共通事業所」と「非共通事業所」の「集計値」の差を分析した上で、望ましいウェイトを検討することが必要である。
- 事業所規模・産業別の単位集計区分ごとに推定比率を乗じる推計方法を行っているので、共通事業所について、区分内での本系列との比較や、サンプル数が少ないために区分内で事業所が0となる可能性が相対的に高いことの影響等を検討することが必要である。

(4) 集計値の偏りについて

- 「共通事業所」にはサンプルに一定の偏りがあるが、事業所規模・産業・都道府県等の利用可能な情報でコントロールした後で平均賃金の水準に偏りがあるかどうかを計算すべきである。
- 「本系列」と「共通事業所の集計値」の誤差と水準、変化率の違いについて、特に5～29人規模事業所が及ぼしている影響について検討することが必要である。(5～29人規模事業所については、調査対象事業所が半年ごとに3分の1ずつ入れ替わるため、共通事業所として集計される割合が他の事業所規模と比較して低く、結果の精度に影響を与えている可能性がある。)
- 共通事業所の「サバイバル・バイアス」(継続的に回答している事業所が対象となる可能性が高く、経営的に安定していて賃金水準が相対的に高いなどの特性が存在すること)や、事業所規模・産業の区分ごとのサンプルの安定性の違いが賃金に及ぼす影響について検討することが必要である。

(5) 賃金変化率の偏りについて

- 「共通事業所」の賃金水準について偏りがあるとしても、賃金変化率について偏りがあるかはわかっていない。賃金水準と賃金変化率との関係が「共通事業所」と「非共通事業所」で同一であれば、賃金水準の偏りを基に賃金変化率の偏りも補正できると想定できるが、この点は検証する必要がある。

(6) 「共通事業所の集計値」の活用について

- 「共通事業所の集計値」は、「本系列」と比べ、サンプルの偏りや集計結果に一定のバイアスがある可能性があることから、その利用には一定の限界があり、正しく活用してもらうためにどのような情報提供が必要であるかを検討する必要がある。

- 本検討会の検討事項を超えているが、今後「本系列」において何らかの工夫を目指すべきではないか。さらに、本系列における賃金変化はどのように新規事業所、継続事業所、廃棄事業所の影響に分解できるかを検討する必要がある。

論点2 「共通事業所の集計値」については、その比較の基となる賃金額が、同年同月で2種類存在するが、こうした共通事業所の基本的性格に照らし、「共通事業所の集計値」の「実質賃金指数」の作成についてどう考えるか。

(これまでの議論)

- 「共通事業所」については、前年同月との共通事業所群と、翌年同月との共通事業所群は異なる事業所群になるため、各月において2つの実数が併存するという基本的性格から、経年変化をみる指数化になじまない。
- 加えて、当月と翌月との比較においても、それぞれで1年前と両方に回答しているという制約があることから、両者は異なる事業所群となっており、単純に比較ができない。
- また、労働者ウェイトの変化の影響を除去するため、1年前の集計値と当月とを比較する際には、それぞれの集計において労働者のウェイトを共に当月のものを使用して、前年同月比を算定するという、本系列と異なる計算式を用いている。
- このため、前年同月との比較は可能だが、時系列として連続的に指数化することは、現在の定義のままでは困難と考えられる。
- 共通事業所はウェイト更新の影響を除去しているが、各月において前年と翌年それぞれと比較する二つの事業所群から得られる数値の差には、その影響が含まれていると考えられることから、長期的な指数を作った場合、本系列のギャップは含まれる可能性があることに留意する必要がある。
- 「共通事業所の集計値」はギャップの影響を除去するために行っているが、ギャップ自身は経済の構造変化などダイナミックな動きを示すものであり、非常に重要な情報であるので、情報を出すことは必要である。
- 前提条件、利用上の注意の情報提供をつけて「共通事業所」の実質賃金を公表すべきとの意見があるが、統計の専門家という立場で、共通事業所のサンプル・集計値の特性や実質化をめぐる様々な論点について統計的な視点から課題を整理することが、本検討会の開催の趣旨であるので、引き続き検討する必要がある。

(さらに検討すべき課題)

- 「共通事業所の集計値」は、1年前との比較という短期的な動向を見るために、特定の影響を除去した前年同月比を算定するという限定的な目的の参考値であり、指数化を前提とした作成方法となっていないため、指数化にはそれに応じた作成方法の検討が必要である。
- 母集団労働者数への復元においても、便宜上「本系列」と同じ労働者ウェイトを使用しているが、時系列比較が可能な指数を作成するに当たっては、サンプルの偏りやその特性を踏まえた復元方法を検討すべきである。
- 一案として、サンプルの偏りを踏まえた集計方法や、「共通事業所」と「非共通事業所」との差を分析した上でのその特性に応じた補正を行うことを検討するにより、指数化を行うことが考えられる。
- ただし、仮にそのような指数を作成した場合に、それが現行の「共通事業所の集計値」とは異なるものとなることも考えられ、どのような意味を持つかは、改めて整理する必要がある。
- 毎月勤労統計の個票データを活用して共通事業所のサンプルやその集計値のバイアスの補正が可能かどうか、今後、分析を行うこととする。

論点3 仮に「共通事業所の集計値」の前年同月比から、消費者物価指数を用いて、「共通事業所の集計値の前年同月比を実質化した値」を算出したとすると、実質化の本来的な意味に照らし、この数値はどのような意味を持つのか。

(これまでの議論)

- 実質化とは、すなわち、時価で表示した価額（名目値）の動きから価格変動の影響を取り除くことであり、単に前年との比較と言うよりは、物価の変動を踏まえた賃金等の価値を示すために行うものである。
- 実質化には、月々の動向を見る短期的なもの、年収ベース等で考える長期的なものとの、両方の視点が存在することにも留意が必要である。
- 「共通事業所の集計値」の実質賃金については、「実質化」が持つ本来的な意味を踏まえつつ、その計算の可否を判断する必要がある。
- 実質化に当たり、「本系列」では消費者物価指数（帰属家賃を除く総合）を用いているが、一定の特性を持つ「共通事業所の集計値」について、その特性にあった物価指数（デフレーター）で調整することも考えられるが、現在の物価指数の研究状況を踏まえると、共通事業所の特性に合った物価指数を作成することは困難である。

(さらに検討すべき課題)

- 実質化するのであれば、その前提として、「共通事業所の集計値」はそもそもどういった数値なのかを整理し、その実質化はどのような意味を持つものであるかを示すべきである。

3 今後の進め方

「さらに検討すべき課題」で挙げられたものを検討するために、必要な作業(再集計、分析を含む)を進める。